

令和3年5月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

- 議案第1号 後援名義使用願の承認について
議案第2号 共催名義使用願の承認について
議案第3号 後援名義使用願の承認について
報告第4号 図書館協議会委員任命の専決処分報告について
報告第5号 新型コロナウイルス感染症対策による社会教育施設の臨時休館の専決処分報告について
報告第6号 社会教育委員委嘱の専決処分報告について
報告第7号 青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について
-

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】1件

《5月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定
小・中学校行事予定

《3月分及び令和2年度年間分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告
社会教育施設等利用状況

《4月分》

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告

日 時 令和3年5月7日（金）午後5時00分から
場 所 役場本館3階 議場

【教育委員会定例会出席者】

| | |
|----------------|--------|
| 教育長 | 岸野 行男 |
| 教育委員（教育長職務代理者） | 梶山慎一郎 |
| 教育委員 | 土屋 裕睦 |
| 教育委員 | 鈴木 直子 |
| 教育委員 | 一ノ瀬由美子 |
| 教育次長 | 阪上 敦司 |
| 理事（学校指導担当） | 林 栄津子 |

学童期の子ども理解を学び、学童保育での子育ての豊かさを確かめ合う。学童保育施策の充実に向けた活動を交流する。子どもを真ん中にした大人のつながり、保護者会、連絡協議会の活動を一層豊かにするために学び合う場とすることを事業目的としております。

その下、開催場所は、クレオ大阪東、その他となっておりますが、メイン会場であるクレオ大阪東から府内の各地の拠点会場にオンラインで配信し、開催をするものでございます。

その下、開催期間につきましては、令和3年6月27日（日）の午後1時から午後4時までの3時間。

次に、事業の概要でございますが、参加の対象者につきましては、保護者、指導員、研究者、行政職員、学生、その他。参加予定人数は700名となっております。入場料等につきましては、資料代として1,000円となっております。

そのほか、議案書3ページ以降に協議会の規約、事業計画書、第25回の今回のチラシについては現在作成中ということですので、6ページには、前回、2020年は中止となっておりますので、2019年に開催しました第51回のチラシ、収支予算書及び役員体制を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案第1号「後援名義使用願の承認について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

岸野教育長

議案第1号「後援名義使用願の承認について」承認とします。

次に、当日配付の議案書17ページ、お開きください。

議案第2号「共催名義使用願の承認について」事務局から説明願います。

立石課長

当日配付分の議案書17ページをご覧ください。

議案第2号「共催名義使用願の承認について」（第76回（第77回冬季）国民体育大会近畿ブロック大会）ご説明申し上げます。

令和3年4月8日付で、公益財団法人大阪府スポーツ協会会長牧野明次氏より、第76回（第77回冬季）国民体育大会近畿ブロック大会について、当委員会の共催名義の使用依頼があったので、これを承認するものでございます。

議案書の24ページをご覧ください。

第76回（第77回冬季）国民体育大会近畿ブロック大会日程会場一覧（案）でございます。一番上の表、中ほどに、体操、トランポリン競技が7月11日曜日、ひまわりドームを会場として開催されます。競技会の開催地が本町になっていますので、共催名義の使用が出ているものでございます。

なお、第76回国民体育大会は三重県で、第77回冬季国民体育大会は栃木県で開催されます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第2号「共催名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

岸野教育長

議案第2号「共催名義使用願の承認について」承認とします。

次に、当日配付の議案書25ページ、議案第3号「後援名義使用願の承認について」事務局から説明願います。

大屋参事

それでは、議案第3号「後援名義使用願の承認について」（Mommy or Daddy? ママかパパか上映会&トークショー）ご説明申し上げます。

当日配付の議案書25ページをご覧ください。

令和3年5月6日付で、NPO法人ハッピーシェアリング代表理事である築城由佳氏より、「Mommy or Daddy? ママかパパか上映会&トークショー」の開催について、当委員会の後援名義使用願がありましたので、これを承認するというものでございます。

本案件につきましては、新規の案件としてご審議をお願いするものでございます。

次の26ページ、後援承認申請書をご覧ください。

開催日、開催場所でございますが、令和3年5月8日土曜日、大阪市立総合生涯学習センターで開催となっております。開催が明日となっており、急な後援名義申請となっておりますが、次のページ、27ページでございます別紙をご覧くださいいただけますでしょうか。こちらの別紙の2行目に記載のとおり、既にご承知のとおり緊急事態宣言が発出されており、当該イベントの開催決定が遅れたため、今回急な後援名義申請となっております。開催の決定が最終的に4月の下旬に行ったということで、本日急な後援名義申請となっております。

また、開催場所が大阪市立生涯学習センターということになっておりますが、すみません、後ろのほう37ページのチラシをご覧ください。

ちょっと見にくいんですが、右側が当初予定しておりました内容で、この生涯学習センターに人を集めて実施をする予定だったチラシとなっております。今回、開催を決定した後のチラシというものが左になっておりまして、オンライン、下のほうにも書いておりますけれども、Zoomで開催、オンライン配信で実施するということになりまして、町民の方が参加できるということになってございます。

27ページにお戻りいただきまして、中ほどの〈事業内容及び目的〉につきましては、両親の別居や離婚により、子どもの成長にかななる影響を及ぼすものか子どもの最善の利益を考える機会を提供するとともに、子どもが家族の多様化に翻弄されない親子関係を継続していく上で親子交流の重要性を考える機会を提供するというを目的としてございます。

26ページの後援承認申請書にお戻りください。

行事の概要にあります参加予定人数については80名、参加対象者は全ての人、参加者負担は2,000円となっております。

周知の方法、廃棄物の4Rの取組については、記載のとおりとなっております。

また、枠外追記として書いておりますが、先ほども申し上げましたとおり、オンライン開催へ変更となっており、後援団体として、大阪府、大阪市、堺市、堺市教育委員会、岸和田市、岸和田市教育委員会となっており、本教育委員会のほか、熊取町に対しても同じように5月6日付で後援名義承認申請の提出があり、承認をしたところでござ

います。

先ほど申し上げましたチラシのほか、法人の定款、役員の名簿及び収支予算書につきましては、28ページから39ページに添付させていただいておりますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上、議案第3号「後援名義使用願の承認について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岸野教育長

ただいまの事務局説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第3号「後援名義使用願の承認について」承認とします。

次に、当日配付議案書40ページ、報告第4号「図書館協議会委員任命の専決処分報告について」事務局から説明願います。

原田図書館長

それでは、当日配付分の40ページをお願いいたします。

報告第4号「図書館協議会委員任命の専決処分報告について」でございます。

図書館法第15条の規定による下記の図書館協議会委員の任命について、事務委任規則第4条の規定により専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

図書館協議会委員は、学校教育関係者2名、社会教育関係者4名、家庭教育の向上に資する活動を行う者1名、学識経験者3名の10名で構成しています。今回は、学校教育関係者のうち、町立小中学校の校長1名が年度替わりで交代となるもので、熊取北中学校の中原利明氏に任命するものです。

任期については、令和3年4月16日から前任者の残り期間である令和4年8月31日までとなります。

以上、報告いたしますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長 ただいまの事務局説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。
よろしいですか。

それでは、報告第4号「図書館協議会委員任命の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員 （「はい。」の声）

岸野教育長 報告第4号「図書館協議会委員任命の専決処分報告について」承認と
します。

次に、当日配付の議案書41ページ、報告第5号「新型コロナウイルス感染症対策による社会教育施設の臨時休館の専決処分報告について」事務局から説明願います。

大屋参事 それでは、報告第5号「新型コロナウイルス感染症対策による社会
教育施設の臨時休館の専決処分報告について」ご説明させていただきます。

議案書41ページをお願いいたします。

今回の専決処分報告につきましては、まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容に基づき、4月定例教育委員会で一部の社会教育施設について開館時間等を短縮している旨ご報告させていただきましたが、既にご存じのとおり今般緊急事態宣言が発出され、それに伴い人流の抑制を図るため、大阪府が有する施設のうち、不特定多数が集まる集客施設である博物館、文化芸術施設、児童厚生施設、図書館については休館、また貸館、貸会議室、体育館、競技場、公園内にあるテニスコート等についても休館することとなり、市町村に対しても同様の対応について協力依頼がありましたので、記載のとおり本町にございます社会教育施設について、緊急事態宣言の発出期間中である4月25日日曜日から5月11日火曜日までの間、臨時休館とするものでございます。

なお、表中1番の公民館から5番の総合体育館につきましては、それぞれ条例規則において火曜日を休館日と定めておりますので、臨時休館の期間が5月11日の火曜日ではなく、5月10日月曜日までとなっております。

休館理由につきましては、先ほどご説明しましたとおり、緊急事態宣言の発出に伴う大阪府からの協力依頼によるものとなっております。

補足となりますが、緊急事態宣言の延長が夕刻決定されるという報道等でなされております。延長となった場合、同じように大阪府の施設が休館となった場合は、今回ご報告させていただいた内容と同様、町内の社会教育施設についても延長された期間休館となりますので、その場合は、また6月の定例教育委員会のほうで改めて報告のほうさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、報告第5号「新型コロナウイルス感染症対策による社会教育施設の臨時休館の専決処分報告について」の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第5号「新型コロナウイルス感染症対策による社会教育施設の臨時休館の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

報告第5号「新型コロナウイルス感染症対策による社会教育施設の臨時休館の専決処分報告について」承認とします。

次に、当日配付の議案書42ページ、報告第6号「社会教育委員委嘱の専決処分報告について」事務局から説明願います。

大屋参事

では、引き続き、報告第6号「社会教育委員委嘱の専決処分報告について」ご説明させていただきます。

議案書42ページになります。

社会教育法第15条第2項の規定による下記の社会教育委員の委嘱について、事務委任規則第4条の規定により専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

社会教育委員については、社会教育法第15条第1項の規定に基づき、社会教育委員条例により置いているものであり、社会教育に関する計画の立案や調査研究を所掌事務としております。

現在、学校教育及び社会教育の関係者や学識経験者など9名に委員を委嘱しておりますが、4月16日付で小中学校校長の代表が熊取北中学校校長の中原利明氏に変更となりましたので、記載のとおり委員を委嘱するものでございます。

委嘱期間につきましては、変更となった令和3年4月16日から、

社会教育委員条例第3条第2項の規定により、前任者の残任期間である令和4年5月9日までとなっております。

以上で、報告第6号「社会教育委員委嘱の専決処分報告について」の説明を終わらせていただきます。

岸野教育長 ただいまの事務局説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。
それでは、報告第6号「社会教育委員委嘱の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員 （「はい。」の声）

岸野教育長 報告第6号「社会教育委員委嘱の専決処分報告について」承認とします。
次に、当日配付の議案書43ページ、報告第7号「青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について」事務局から説明願います。

大屋参事 引き続き、私のほうから報告第7号「青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について」ご説明させていただきます。
青少年問題協議会規則第3条第2項の規定による下記の青少年問題協議会委員の委嘱について、事務委任規則第4条の規定により専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。
4月定例教育委員会で同協議会の委員委嘱についてご報告させていただいたところではありますが、先ほどの社会教育委員と同様、4月16日付で小中学校校長の代表が熊取中学校校長の吉田茂昭氏に変更となりましたので、記載のとおり委員を委嘱するものでございます。
委嘱期間につきましては、変更となった令和3年4月16日から、同協議会規則第4条第1項の規定により、前任者の残任期間である令和5年3月31日となっております。
以上で、報告第7号「青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について」の説明を終わらせていただきます。

岸野教育長 ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。
それでは、報告第7号「青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員 (「はい。」の声)

岸野教育長 報告第7号「青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について」承認とします。

その他報告事項につきましては、本来ですと事務局からの報告を求めるところですが、コロナの感染状況を踏まえまして説明は省略させていただきます。

委員各位にてご確認のほうをお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、ご相談いただきますようお願いいたします。

ほかに何かございませんか。

はい。

林理事 委員さんのお机の上にチラシのほうを置かせていただいておりますけれども、行事予定の中でも小学校にすくすくテストというのが、5月26日に入れさせていただいております。今年度から府の事業で小学校5・6年生に対して、テストというよりは子どもたちがどんなことでできていないのか、あるいは今後伸ばすためのものということで、テストではなく、すくすくウォッチという名前がついているんですが、新しく入った内容としましては、教科横断的な問題を解いていくというようなところが今までにないようなテストになっているかなというふうに思っておりますので、今年度からそういった府の事業があつて、そこにうちも協力して参加するということを知っておいていただければなというふうに思っています。

またチラシのほうご覧ください。

岸野教育長 この件について、何かよろしいですか。よろしいですか。

ほか、特によろしいですか。ないですか。

土屋委員 質問していいですか。

岸野教育長 はい。

土屋委員 参考までに、このすくすくウォッチって、結果はどんなふうにフィードバックされますか。

- 櫻澤参事 結果につきましては、それぞれ個人票になって返していくということになっています。
- なお、この実施の後、中学校3年生まで結果をひもづけていくというような計画で行うということを聞いております。
- 以上です。
- 土屋委員 昨今、学校間の競争をあおるようなことが問題になることがあるので、そういったことがあっても十分に注意されてなされるものだというふうに理解しています。ありがとうございます。
- 岸野教育長 ちょっと前まで府にいましたので、補足じゃないんですけども、あくまでそういう競争ではなくて、やっぱりその子ども子どもの個性というか、特徴を捉えてよりよいものにつなげていこうということが必要だと思います。
- 土屋委員 そうですね。
- 岸野教育長 はい。カルテ化というんですかね、そういう形で引き継いで継続的に見ていこうというもので、新たな取組ではあるんですけども、そういう形で府のほうで主催するということです。
- 土屋委員 いいことだと思います。学校ごとの結果が集計されて掲示されたりとか、そういうことがないといいなということを申し上げました。
- 以上です。
- 岸野教育長 はい。
- ほかによろしいですか。
- それでは、ないようですので、これで令和3年5月教育委員会定例会を終了いたします。
- ありがとうございました。

閉会 午後5時23分
